

治療・療養生活に関わる

お金のはなし

～がんと一緒に生きる全ての方へ～



がん相談支援センター

～はじめに～

治療薬の開発、検査や診断のための技術や機器の進歩など嬉しいことの一方で、医療費が高額になることも増えています。

医療費に関しては、医療保険、高額療養費、診療報酬などの耳慣れない制度が多くあります。

今回は、治療・療養生活に関して多くの質問を受ける

**「高額療養費・傷病手当金
・障害年金」** についてご紹介します。





Q1. がんの診断が…。
医療費が高額になると言われた…。
どうすればいいの？

Q2. 毎月の医療費の自己負担を軽くする方法
はあるの？

Q3. 「世帯合算」って何？
「世帯」は一緒に住んでいればいいの？

Q4. 病気で会社を長期間休むことに…。
その間、給料がでないと言われて
しまいました。どうしよう？

Q5. 「年金」っていくつかあるの？
「障害年金」とは何ですか？

Q6. 医療費や今後の生活のこと、
どこに相談したらいい？



Q1. がんの診断が…。
医療費が高額になると言われた…。
どうすればいいの？

A1. 「高額療養費」という患者の自己負担を軽くするしくみがあります。
医療費が高額になると事前にわかれば「**限度額適用認定証**」を申請することがおすすめです。

～高額療養費～

病院やクリニック・薬局などにおいて、1ヶ月の医療費が自己負担上限額を超えた場合、申請するとその超えた金額が加入している健康保険の保険者から支給される制度です。

※保険者：保険事業を実際に運営する機関
(市町村、協会けんぽ、健康保険組合など)



○ 「**限度額適用認定証**」「**限度額適用・標準負担額認定証**」
医療機関での窓口負担を自己負担限度額までに抑えることができます。

- ・ 70歳未満の方、70歳以上の「現役並みⅠ・Ⅱ」、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担減額認定証」を申請して下さい。
- ・ 申請する窓口は医療保険証の発行機関です。
- ・ 70歳以上の「現役並みⅢ」、「一般」に該当する方は保険証のみの提示で自己負担限度額の適用を受けられます。

○自己負担限度額

70歳以上の場合 暦月（同一月の1日～末日）単位

| 区分 | | 外来 | ひと月の限度額 (世帯ごと) | 入院時の 食事代 (1食あたり) |
|----------------|--------------------------------------|---|------------------------------|------------------------|
| 3割 | 現役並みⅢ 標準報酬月額 83万円以上 | 252,600円 + (1ヶ月の総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当：140,100円) | | 460円 |
| | 現役並みⅡ 標準報酬月額 53万～79万円 | 167,400円 + (1ヶ月の総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当：93,000円) | | |
| | 現役並みⅠ 標準報酬月額 28万～50万円 | 80,100円 + (1ヶ月の総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当：44,400円) | | |
| 1割 or 2割 | 一般 | 18,000円 (年間の上限 144,000円) | 57,600円 (多数該当 44,400円) | |
| | 低所得Ⅱ 住民税非課税世帯 | 8,000円 | 24,600円 | 210円 |
| | 低所得Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万 円以下) | | 15,000円 | 100円 |

70歳未満の場合 暦月（同一月の1日～末日）単位

| 区分 | | 自己負担限度額 | 入院時の 食事代 (1食あたり) |
|----|-------------------|---|------------------------|
| ア | 標準報酬月額 83万円以上 | 252,600円 + (1ヶ月の総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当: 140,100円) | 460円 |
| イ | 標準報酬月額 53～79万円 | 167,400円 + (1ヶ月の総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当: 93,000円) | |
| ウ | 標準報酬月額 28～50万円 | 80,100円 + (1ヶ月の総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円) | |
| エ | 標準報酬月額 26万円以下 | 57,600 (多数該当: 44,400円) | |
| オ | 住民税非課税世帯 | 35,400円 (多数該当: 24,600円) | 210円 |

計算するときのルール

- ・個人ごと
- ・医療機関（医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来）ごと
- ・院外薬局で支払った自己負担額は、処方箋を交付した医療機関との合計
- ・健康保険が適用されない費用（書類代・個室代など）や入院時の食事代は高額療養費の対象外

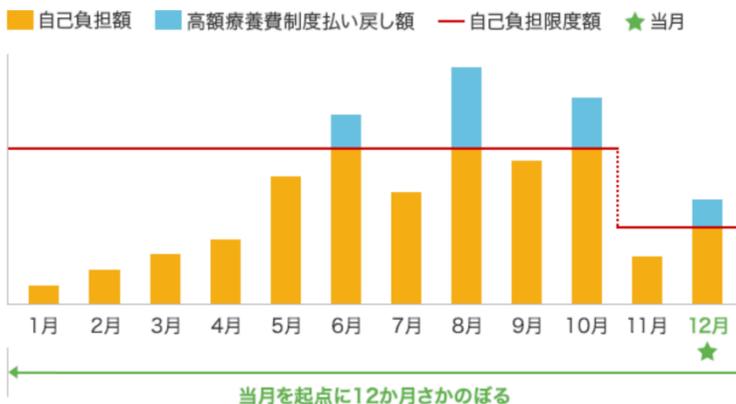
Q2. 毎月の医療費の自己負担を
軽くする方法はあるの？



A2. 主なものとしては「多数該当」や
「世帯合算」という方法があります。

○多数該当

直近 12 ヶ月間に既に 3 回以上高額療養費が支給されている
場合は、4 回目から多数該当が適用され、自己負担限度額が
引き下がります。



※70 歳以上で所得区分が「低所得Ⅰ、低所得Ⅱ」の場合は
多数該当の適用はありません！

がんを学ぶ Pfizer ファイザー がんを学ぶより引用

<https://ganclass.jp/support/medical-cost/rule.php>



Q3. 「世帯合算」って何？
「世帯」は一緒に住んで
いればいいの？

A3. 「世帯」は同じ保険に入っている本人と
被扶養者になります
一般的な「世帯」とは違うので要注意で
す！！！！

○世帯合算

同じ月に以下のような受診があった場合には、自己負担を合算することができ、その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、申請することで超えた額の払い戻しを受けることができます。申請する窓口は医療保険証の発行機関です。

- ・同じ医療保険に加入している複数の人が、受診した場合
- ・同じ人が複数の医療機関を受診した場合
- ・同じ医療機関で入院と外来があった場合

合算条件

70歳未満：月 21,000 円以上の自己負担があるもののみ合算対象

70歳以上：金額条件なしですべて合算対象

Q4. 病気で会社を長期間休むことに…。
その間、給料がでないと言われてしまいました。どうしよう？



A4. 病気やけがにより仕事ができなくなり、会社を休んだ場合、その間の給料がでない場合もあります。
そんな時、生活を保障するものとして「傷病手当金」という制度があります。

～傷病手当金～

同一の傷病につき、支給開始日から最大1年6か月、給料の約3分の2が支給されます。

支給される条件4つのポイント！（すべて満たす必要があります）

1. 業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること
2. 仕事に就くことができないこと
3. 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
4. 休業した期間について給与の支払いがないこと



Q5. 「年金」っていくつかあるの？
「障害年金」とは何ですか？

A5. 「年金」は**老齢年金**、**遺族年金**、**障害年金**
の3種類！

「障害年金」は、病気やけがが原因で障がい
が残り、日常生活や働くことに制限されると
きに支給される公的な年金です。

年金は「お年寄りのためのもの」と
思いがちですが、実は若い人のため
にもあるのです！！

～老齢年金～

65歳から生涯受け取ることができます

60歳からや70歳から支給する繰り上げ、繰り下げ支給
制度もあります

～遺族年金～

一家の生計を立てていた人が亡くなったとき、子どものい
る配偶者または子どもが受け取れます

※子ども：18歳になった年度の3/31までにある子

20歳未満で障害等級1級または2級の障害状態にある子

～障害年金～

受け取るためには支給要件を満たしている必要があります。

【支給要件】

○初診日

初めて医師または歯科医師の診療を受けた日に年金に加入していること。

○障害の状態

初診日から1年6か月経過したときの障害認定日において、政令で定める一定の基準を満たす状態にあること。

または、65歳に達するまでに障害の状態になったとき。

ただし、初診日から1年6ヵ月以内でも「障害認定日」となる場合があります。

○保険料の納付

初診日のある月の前々月までの加入期間について、保険料納付期間と免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あること。または、初診日のある月の前々月までの1年間に未納がないこと。



○障害年金の額 (2021年4月1日現在)

障害基礎年金

| 障害等級 | 金額 |
|------|-------------------|
| 1級 | 976,125円/年 + 子の加算 |
| 2級 | 780,900円/年 + 子の加算 |

子の加算

| 子の数 | 金額 |
|---------|----------------|
| 1人目、2人目 | 1人につき、224,900円 |
| 3人目以降 | 1人につき、75,000円 |

障害厚生年金

| 障害等級 | 金額 |
|-------|------------------------------------|
| 1級 | 障害基礎年金 + 報酬比例の年金×1.25 + 配偶者加給年金 |
| 2級 | 障害基礎年金 + 報酬比例の年金 + 配偶者加給年金 |
| 3級 | 報酬比例の年金(最低保障 585,700円) |
| 障害手当金 | 報酬比例の年金額×2年分(最低保障 1,171,400円) |

Q6. 医療費や今後の生活のこと、
どこに相談したらいいの??



A6. 医療費の支払いや今後のことなど何かあれば、1階Aブロック前にある総合相談センターへお越してください
ソーシャルワーカーや看護師がお話させていただきます!





JA 愛知厚生連 海南病院

がん診療連携拠点病院

がん相談支援センター

愛知県弥富市前ヶ須町南本田 396 番地

TEL 0567-65-2511 (代)